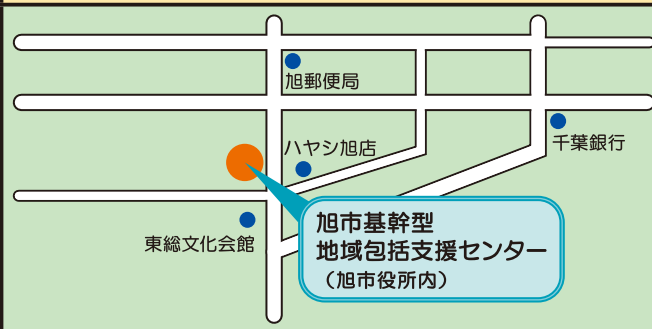


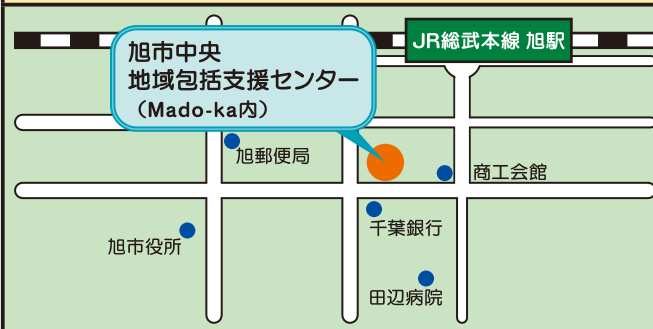
連絡先一覧

★地域包括支援センター

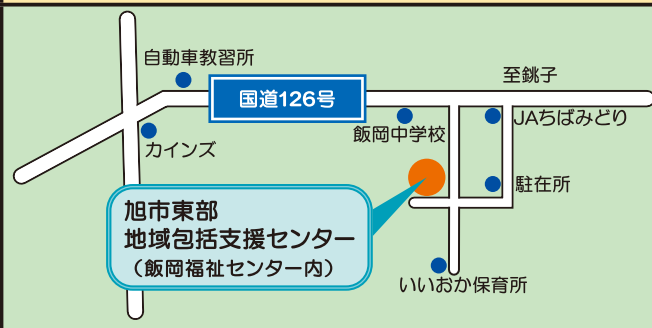
旭市基幹型地域包括支援センター（旭市役所高齢者福祉課内）
役割：各地域包括支援センターの総合調整、後方支援を行います
旭市二の2132 ☎62-5433



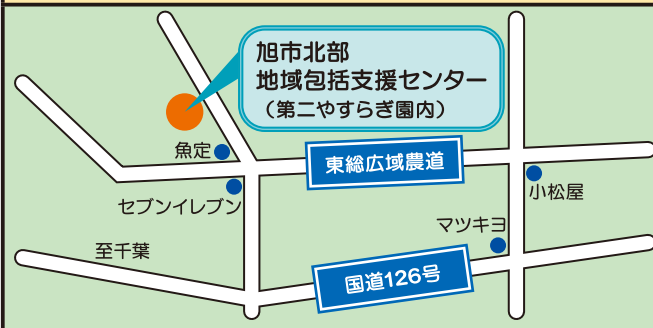
旭市中央地域包括支援センター（Mado-ka内）
対象：中央小・矢指小・富浦小学校区
旭市口の838 ☎85-5371



旭市東部地域包括支援センター（飯岡福祉センター内）
対象：海上地域・飯岡地域
旭市横根3520 ☎74-3433



旭市北部地域包括支援センター（第二やすらぎ園内）
対象：干潟小・豊畑小・共和小・琴田小学校区・干潟地域
旭市秋田1689-2 ☎68-2055



★認知症コーディネーター（認知症地域支援推進員）配置先

名称	住所	連絡先
旭市基幹型地域包括支援センター	旭市二の2132	62-5433
旭市中央地域包括支援センター	旭市口の838	85-5371
旭市東部地域包括支援センター	旭市横根3520	74-3433
旭市北部地域包括支援センター	旭市秋田1689-2	68-2055
総合病院国保旭中央病院 認知症疾患医療センター	旭市イの1326	63-8111
介護老人保健施設シルバーケアセンター	旭市イの1307	64-0222
海上療養所	旭市野中4017	60-0601
京友会病院	旭市仁玉2099	62-0421

★行政関係連絡先

名称	住所	連絡先
旭市役所高齢者福祉課 高齢者班	旭市二の2132	62-5350
旭市役所高齢者福祉課 介護保険班	旭市二の2132	62-5308

◇用語集◇

□**認知症コーディネーター（認知症地域支援推進員）**
認知症に関する知識をもつ医療、介護、福祉の専門職。地域の資源を把握し、関係機関相互のネットワークを活用しながら、連携を円滑に進めていくために専門職への助言等の支援を行う。

□**認知症サポーター** 認知症の正しい知識をもち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。認知症サポーター養成講座を受講した方。

□**キャラバン・メイト** 認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役。

□**地域包括支援センター** 高齢者の総合相談窓口。住み慣れた地域で暮らし続けられるよう介護保険制度、保健福祉サービス、高齢者虐待等、総合的に相談を受け、支援を行う。

□**ケアマネジャー（介護支援専門員）** 利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役。ケアプランの作成などを行う。

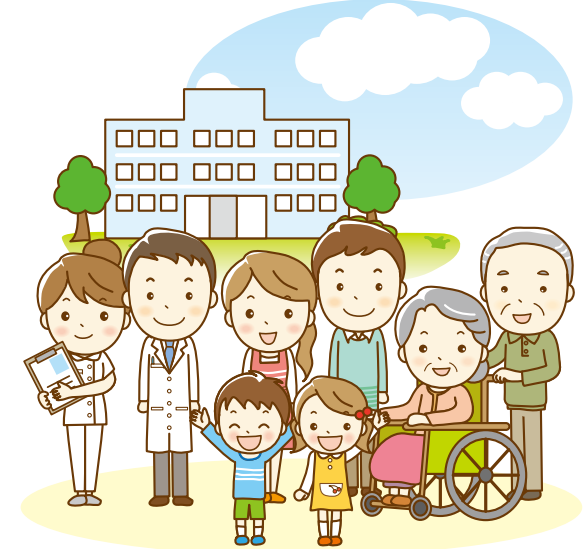
認知症になっても 安心して暮らせるまち旭

認知症ケアパス

「認知症ケアパス」とは

認知症の進行に応じて、旭市にお住まいの方が、「いつ」「どこで」「どのような医療や介護サービスが受けられるのか」といったケアの流れをまとめたものです。

認知症の方やその家族が、いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の進行に応じた対応方法やサービスなどを紹介する「認知症ケアパス」をご活用ください。



認知症に気づくためのチェックリスト

このチェックリストは、医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中での目安として参考にしてください。

1 もの忘れがひどい

- ☐ 1 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- ☐ 2 同じことを何度も言う・問う・する
- ☐ 3 しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- ☐ 4 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

2 判断・理解力が衰える

- ☐ 5 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- ☐ 6 新しいことが覚えられない
- ☐ 7 話のつじつまが合わない
- ☐ 8 テレビ番組の内容が理解できなくなった

3 時間・場所がわからない

- ☐ 9 約束の日時や場所を間違えるようになった
- ☐ 10 慣れた道でも迷うことがある

4 人柄が変わる

- ☐ 11 些細なことで怒りっぽくなった
- ☐ 12 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- ☐ 13 自分の失敗を人のせいにする
- ☐ 14 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

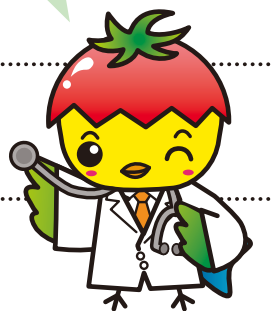
5 不安感が強い

- ☐ 15 ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- ☐ 16 外出時、持ち物を何度も確かめる
- ☐ 17 「頭が変になった」と本人が訴える

6 意欲がなくなる

- ☐ 18 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- ☐ 19 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ☐ 20 ふさぎ込んで何をするのも億劫がりいやがる

いくつか当てはまる場合には、相談してみましょう。



（公益社団法人 認知症の人と家族の会作成）

旭市

認知症の方とご家族に適時、適切なサービスと情報提供を行います

認知症を引き起こす疾患や身体状況などにより、必ずしもこの通りになるわけではあり
していただき。この表は、右に行くほど認知症が進行していることを示しています。
認知症の相談は、地域包括支援センターや市の窓口、認知症疾患医療センター、かかり
つけ医等に相談しましょう。

認知症の段階			初 期		中 期		後 期			
	健康	軽度認知障害(MCI)	認知症の疑い	認知症はあるが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要			
本人の様子	・自立	・もの忘れは多少あるが日常生活は自立 【MCIとは】 正常と認知症の中間の状態	・もの忘れはあるが金銭管理や買い物、書類の作成など日常生活は自立 ・もの忘れ ・不安 ・同じことを言う	・買い物の時におれでしか支払えない(小銭が使えない) ・同じ物を何度も買う ・ATMの操作ができない ・身なりを気にしなくなる ・薬の飲み忘れ ・趣味をやめてしまう ・意欲低下 ・食事の支度ができない ・火の消し忘れ	・買い物やお金の管理などこれまでできたことにミスが目立つ ・服の着方がおかしい ・電話の対応や訪問者の対応が一人では難しい ・たびたび道に迷う ・家電が扱えない ・文字が上手に書けない ・家族とのトラブル ・もどかしさ、憤り、焦り、不安、孤独	・着替えや食事、トイレなどがうまくできない ・トイレ、入浴に介助が必要 ・親しい人がわからなくなった ・時間、場所がわからなくなる	・言葉によるコミュニケーションが難しくなる ・食事に介助が必要 ・トイレの失敗 ・歩行が不安定 ・言葉が出ない	・ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しい ・食事を口から、ほとんどとれない ・歩行困難 ・寝たきり ・誤嚥 ・肺炎		
家族の気持ち			年齢のせいだろう。言えばできるはず。とまどい。否定。悩みを肉親にすら打ち明けられないで一人で悩む時期。		混乱。怒り。他人の前ではしっかりするが、身近な人には症状が強くなる。相手のペースに振り回され、疲れてしまう。		生活すべてに介護が必要、介護量が増。あきらめ。割り切り。			
ご自身や家族で やっておきたい こと 決めておきたい こと			☐ 認知症や介護、介護保険のことを学ぶ機会を持ちましょう。 ☐ 今後の生活設計について考えておきましょう。 ☐ 人生の最期をどう迎えるか、早い段階で医師などと話をしておき、どういった対応が必要か確認しておきましょう。 ☐ 火のもとに気をつけ火災報知器をつけたり電磁調理器に変えたりすることを考えましょう。 ☐ 家族の連絡先を分かるようにしておきましょう。 ☐ 安否確認ができるよう緊急通報装置等の利用について考えてみましょう。 ☐ これまでの人生を振り返り、これまでの生活や希望をまとめてみましょう。		☐ かかりつけ医を持ちましょう。 ☐ 消費者被害に注意しましょう。		☐ 一人で抱え込まずに介護仲間を作りましょう。 ☐ どんな医療や介護のサービスがあるのかを把握、利用し、がんばりすぎない介護をこころがけましょう。 ☐ 認知症を隠さず、身近な人に伝え、理解者や協力者をつくりましょう。			
介護保険			介護保険の検討		介護保険の認定申請		介護サービスの利用			
認知症の方や家族を支援する体制	相談 (4ページ)	認知症や高齢者の福祉、介護保険に関する相談(地域包括支援センター・認知症コーディネーター) 認知症初期集中支援チームに相談し訪問してもらう 家族会や認知症カフェへの参加				認知症になってもできることはたくさんあります。 "できること" に目を向け 成功体験を増やす 関わりをしましょう。				
	予防 (4ページ～)	ボランティア活動 シルバー人材センター ・認知症の知識を得る 老人クラブ、サークル活動 ・からだを動かす 認知症カフェ ・生活習慣病を予防する、趣味や役割を持つ ・症状の悪化を防ぐ								
	医療 (5ページ)	通院	受診・診断・助言を得る	通院(助言を得る等)		入院	通院・看護	入院	通院	訪問診療・看護
	介護保険 (5ページ～)	相談する(市など)		介護保険の申請など		介護サービスなどを上手に活用する				
	生活支援 (6ページ～)	自助・互助・地域での声かけなど		ケアマネジャー等に相談		・買物、食事、入浴、トイレ、服薬などの生活管理などの援助を受ける				
	住まい・生活の場 (7ページ)	住み替えを考える		ライフスタイルや家族の変化、からだの状況に合わせて自宅環境を整える(生活用具、福祉用具)		の検討、住宅改修、改築など				
		住み替えを考える		住み替えを考える		(高齢者住宅など)				
財産・権利擁護 (7ページ)	利用契約や財産管理の支援、法律相談、見守りなど									



認知症の方を支える社会資源

①相談・介護者支援

◎認知症の相談（※相談先は裏表紙参照）

◆地域包括支援センター

地域で暮らし高齢者の方が、
住み慣れた地域で安心して暮らし
続けられるよう保健師、社会
福祉士、主任介護支援専門員な
どの専門職が、高齢者や家族、
ケアマネジャー等からの介護、
福祉、保健に関する相談を受け、
支援を行います。



◆認知症疾患医療センター

総合病院国保旭中央病院 ☎63-8111

①認知症に関する専門医療相談②原因となる疾患の特定と初期対応③身体合併症、認知症による症状（周辺症状）の診断と治療④医療福祉スタッフへの研修を行っています。

◆中核地域生活支援センター

海匠ネットワーク ☎60-2578

24時間、365日相談受付。権利擁護など福祉全般にわたる相談に対応、訪問相談も実施しています。

◆公益社団法人 認知症の人と家族の会

千葉県支部 ☎043-204-8228
(月・火・木 13時～16時)

ちば認知症相談コールセンター ☎043-238-7731
(月・火・木・土 10時～16時)

相談経験豊富な介護経験者が相談に応じるほか、家族のつらいなども行っています。

◆こころの健康相談

八日市場地域保健センター 保健所 ☎72-1281

精神疾患（うつ病など）等のこころの健康相談、アルコールの専門相談を行っています。

◆健康相談

旭市役所（健康づくり課） ☎63-8766

生活習慣病をはじめ、市民の健康や栄養に関する相談を、訪問、電話、窓口で実施しています。

◆歯科相談（要予約）

旭市役所（健康づくり課） ☎63-8766

むし歯や歯周病予防をはじめ、市民の歯や口腔に関する相談を定期的に保健センターで実施しています。

◎家族のつらい等

◆家族交流会、家族会

認知症の方を介護する家族が集まり、介護体験や日頃の悩みを話し合い、情報交換や交流を行います。

・家族交流会

開催日：不定期
問い合わせ先：各地域包括支援センター

◆認知症カフェ

認知症の方や家族、地域住民、専門職等が集い情報交換や交流を行っています。

・オレンジ・カフェ こもれび

場所：旭市社会福祉協議会（飯岡福祉センター内）
開催日：第2水曜日（変更あり、要確認）
13時30分～15時30分
参加費：100円
問い合わせ先：公益財団法人 旭コミュニティ振興財団 ☎63-8827

・オレンジ・カフェ かがやき

場所：公益財団法人 旭コミュニティ振興財団
開催日：不定期（変更あり、要確認）
13時30分～15時30分
参加費：100円
問い合わせ先：公益財団法人 旭コミュニティ振興財団 ☎63-8827

◎若年性認知症の方への支援

◆若年性認知症コールセンター

☎0800-100-2707（月～土 10時～15時）

様々な疑問や悩みに対し、専門教育を受けた相談員が対応します。

◆障害者就業・生活支援センター

東総就業センター ☎60-0211

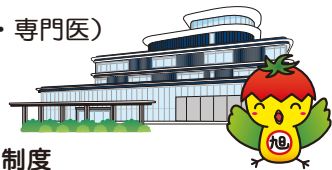
障害者の雇用、就業、生活についての相談を行っています。

◆障害サービス

旭市役所（社会福祉課） ☎62-5351

・自立支援医療（精神通院医療）制度

精神通院医療に係る費用の一部を公費にて負担します。自己負担は医療費の1割負担で、所得に応じた自己負担上限額があります。
対象者：精神障害のため、通院による医療を継続的に必要とする方
(指定医療機関・専門医)



・重度心身障害者医療助成制度

医療費の自己負担を一部助成します。
対象者：精神障害者保健福祉手帳1級所持者
※新規取得の場合は65歳未満が対象

②予防

元氣なうちから、健康的な生活習慣を身につけ、外出や他者との交流機会・趣味や役割を持って過ごすことが大切です。

◆介護予防サポーター養成講座

各地域包括支援センター

介護予防に関する知識を身につけ、自身の健康に役立てるほか、地域で体操や交流を広めるボランティアとして活動します。

◆認知症サポーター養成講座

各地域包括支援センター

認知症を正しく理解し、地域で高齢者やその家族を見守る応援者を養成します。

◆あさピー☆きりり体操

各地域包括支援センター

身近な地域での住民主体の
通いの場で介護予防のための
体操を実施します。

5人以上のグループで、事前説明会の申し込みをしてください。



◆認知症講演会

各地域包括支援センター

市民の皆さん等を対象に広く認知症について専門的な知識を身につけていきます。

◆国保特定健診・後期高齢者健診

旭市役所（保険年金課） ☎62-5401
旭市役所（健康づくり課） ☎63-8766

ご自身の健康のため、健診を受診し、生活習慣病の予防・改善に役立てましょう。

◆運動教室

旭市役所（健康づくり課） ☎63-8766

健康づくりに役立つ、運動や体操を行います。自宅でも継続して取り組みましょう。

◆健康増進センター

健康の維持・増進や生活習慣病予防のため、運動習慣を身につけましょう。（事前に登録が必要）

・海上健康増進センター ☎55-5553
・いいおかけんこうセンター ☎57-5525

◆あさひ健康福祉センター

あさひ健康福祉センター ☎62-0686

仲間づくり、いきがいやレクリエーション活動、健康増進を図るための施設。

◆公民館活動

海上公民館（生涯学習課） ☎55-2566

年齢層に応じた各種講座を開催しています。講座内容・開催時期等は公民館だよりやホームページ・生涯学習ガイドブック等でお知らせしています。

◆ボランティア活動

旭市社会福祉協議会 ☎57-5577

ボランティアの相談、登録、養成、研修、情報提供などを行っています。

◆シルバー人材センター

旭市シルバー人材センター ☎60-1150

健康で働く意欲のある高齢者へ、社会参加や生きがいづくりのために仕事を提供します。

◆老人クラブ

旭市役所（社会福祉課） ☎62-5317

高齢者の仲間づくり、いきがい活動、健康増進のために活動しています。

③医療

認知症に早く気づくこと、診断・治療が大切なわけ

- ①治る病気や一時的な症状の場合があります
- ②進行を遅らせる事が可能な場合があります
- ③今後の見通しを立て、今後の生活の準備をすることができます

◆かかりつけ医・かかりつけ薬局

自宅の近くにあって健康の不安を感じたときに気軽に相談でき、自分の病状や病歴だけでなく、家族などの健康状態も把握し診療を行う医師（歯科医師）のことです。※かかりつけ医をはじめ、かかりつけ薬局をもつことがいざという時のために重要になっています。

※二人主治医制：旭中央病院では病状が安定した方は、かかりつけ医へ紹介し、かかりつけ医の紹介により再度旭中央病院を受診していただく事もできます。

◆住診

在宅で療養していて通院が困難な方に対して、ご本人の希望や病状の急変などに対応し、必要に応じ自宅を訪問して診療を行います。

◆訪問診療・訪問歯科診療

在宅で療養していて通院が困難な方に対して医師、歯科医師が計画的、定期的に自宅を訪問して診療を行います。

◆認知症疾患医療センター

総合病院国保旭中央病院 ☎63-8111

受診には紹介状が必要です。脳神経外科、神経内科、神経精神科で認知症診療をしています。受診方法は各科で異なりますので、受診前にご確認ください。

◆認知症初期集中支援推進事業

旭市基幹型地域包括支援センター ☎62-5433

認知症サポート医や看護師、社会福祉士など、医療・介護の専門職がチームとなって認知症やその疑いのある方の家庭へ訪問し、適切な医療や介護サービスにつなげるための支援を行います。

【対象者】

在宅で生活している認知症が疑われる40歳以上の方で、①、②、いずれかに該当する場合

①医療や介護保険サービスを受けていない、または中断している方

②認知症の症状で対応に困っている方

◆認知症外来（要予約）

海上療養所 ☎60-0601

④介護保険

介護が必要な状態になったら介護保険サービスの利用を検討しましょう。

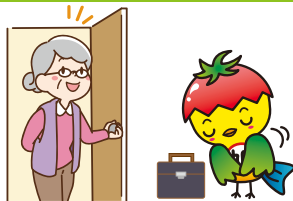
介護保険サービスは、所得に応じて費用の1～3割を負担することで利用できます。

※要介護度によって、利用できるサービスは異なります。ケアマネジャーと一緒に状況に合ったサービスの利用について相談しましょう。

◎在宅で利用できる介護保険のサービスの例

◆自宅を訪問してもらう

- ◎訪問介護
- ◎訪問入浴介護
- ◎訪問看護
- ◎訪問リハビリテーション
- ◎居宅療養管理指導
- ◎訪問薬剤管理指導



◆施設に通って受ける

- ◎通所介護
- ◎通所リハビリテーション
- ◎認知症対応型通所介護

◆生活する環境を整える

- ◎福祉用具貸与
- ◎居宅介護住宅改修
- ◎特定福祉用具購入

◆短期間施設に泊まる

- ◎短期入所生活介護
- ◎短期入所療養介護

認知症の方への接し方

認知症の方への対応の心得「3つの『ない』」

- ☐驚かせない ☐急がせない ☐自尊心を傷つけない

具体的な対応の7つのポイント

☐まずは見守る

認知症と思われる人に気づいたら、本人やほかの人に気づかれないように、一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります。近づきすぎたり、ジロジロ見たりするのは禁物です

☐余裕をもって対応する

こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。自然な笑顔で応じましょう

☐声をかけるときは一人で

複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ一人で声をかけます

☐後ろから声をかけない

一定の距離で相手の視野に入ったところで声をかけます。唐突な声かけは禁物。「何かお困りですか」「お手伝いしましょうか」「どうなさいました?」「こちらでゆっくりどうぞ」など

☐相手の目線に合わせてやさしい口調で

小柄な方の場合、体を低くして目線を同じ高さにして対応します

☐おだやかに、はっきりした話し方で

高齢者は耳が聞こえにくい人が多いので、ゆっくり、はっきりと話すように心がけます。早口、大声、甲高い声でまくしたてないこと。その土地の方言でコミュニケーションをとることも大切です

☐相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

認知症の人は急かされるのが苦手です。同時に複数の問いに答えることも苦手です。相手の反応を伺いながら会話をしましょう。たどたどしい言葉でも、相手の言葉をゆっくり聴き、何をしたいのかを相手の言葉を使って推測・確認していきます

※「認知症を学び地域で支えよう」全国キャラバン・メイト連絡協議会から引用

⑤生活支援（介護保険外）

◎市の福祉サービス（高齢者福祉課）

◆緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、緊急事態に備えて24時間体制で対応できる通報装置を設置します。（協力員が必要）

費用：前年分所得税額により一部負担有り
※別棟や隣家に身内の方が居住している場合は対象外
※高齢者の方でも働いている方は対象外

◆配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、または高齢者と心身に障害のある方のみで構成されている世帯で、老化、傷病等の理由により、食事の調理が困難な65歳以上の高齢者に対して、昼食をお届けし、栄養状態の改善と併せて安否確認を行います。（週3回以内）
費用：1食300円



◆外出支援サービス事業

一般の交通機関やタクシー等の利用が困難な65歳以上の高齢者や、身体障害者で下肢の不自由な40歳以上の方が、医療機関への受診等、送迎に利用できます。
費用：市民税課税世帯300円、市民税非課税世帯100円
※車いす、ストレッチャー利用の方が対象

◆紙おむつ給付事業

在宅の寝たきりや認知症などで、常時失禁状態にある介護度が重度の市民税非課税高齢者に、年間540枚の紙おむつを給付します。

◆生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定を受けていない在宅の65歳以上の高齢者で、要介護状態への進行を予防するため、短期間での宿泊（6か月で14日以内）による日常生活の指導、支援を行います。

◆認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症等により行方不明になる可能性のある方を地域で見守り、行方不明になった場合に、発見活動を行います。（事前登録が必要）

◆認知症高齢者等見守りシール交付事業

インターネット上の伝言板を通じてやり取りを行うことができるQRコードが印字された見守りシールを交付して、認知症高齢者の地域の安全確保の仕組みを整え早期の発見活動を行います。（令和4年度～）

◎見守り

◆高齢者見守りネットワーク事業

旭市役所（高齢者福祉課） ☎62-5350

市と事業協定を結んだ事業所・団体（協力事業者）が、相互に連携して高齢者の見守り活動を行い、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を継続できるよう、協力事業者は、日常の業務の中で、高齢者の『異変』に気付いた場合に、市（緊急時は警察・消防署に通報）に連絡。市は関係機関と連携し、高齢者の状況に応じた速やかな対応・支援を行います。

◆民生委員

旭市役所（社会福祉課） ☎62-5317

民生委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

◆保健推進員

旭市役所（健康づくり課） ☎63-8766

市民と行政のパイプ役として市から委嘱を受け、市の保健事業の協力や健康に関する啓発活動を行っています。

◎その他

◆免許証返納

旭警察署交通課 ☎64-0110

ご本人が自らの意思で有効期限の残っている運転免許証を返納した場合、「運転経歴証明書」の申請ができます。住所地の警察署、運転免許センターへ相談しましょう。運転経歴証明書をお持ちの方には一部の交通機関（バスやタクシー）運賃の割引等の優遇措置が受けられます。

◆シルバー人材センター

旭市シルバー人材センター ☎60-1150

屋内外の軽作業、掃除、家事手伝い等、様々な内容の仕事を行っています。

◆介護タクシー

一人で外出することが難しい高齢者や障害のある方をサポートする車両です。介護職員初任者研修初級以上の資格を持つスタッフが運転しています。

◆デマンド交通

旭市役所（企画政策課） ☎62-5307

バスが運行していない地域や、バス停まで歩くことが難しい人のために、同じ時間に予約した人と相乗りしながら目的地に向かう乗り合い型のタクシーです。利用には事前登録が必要です。（一人で乗降が困難な場合は介助者の同行が必要。介助者も登録が必要。）

◆自費ヘルパー

介護保険サービスでは支援できない部分を依頼することができます。料金は事業所により異なります。

⑥住まい・生活の場

◆ケアハウス

概ね60歳以上の方で、自炊ができない程度の身体機能の低下により独立して生活するには不安があり、家族の援助を受けることが困難な場合に入居できます。

◆高齢者住宅

介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護や通所介護等の介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。

◆特別養護老人ホーム

原則、要介護3以上の方で日常生活に常時介護が必要であって、自宅では介護が困難な方が利用できます。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や健康管理が受けられます。

◆養護老人ホーム

原則65歳以上で、身体上または精神上の理由により、自宅での生活が困難、また、住まいがない等困窮しており生活が困難な方が入所できます。

◆グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

共同生活を営むことに支障のない要支援2以上の認知症の方が、小規模な生活の場（5～9人までの共同居住形態）において、食事の支度、掃除、洗濯等を介護スタッフと共同で行います。

◆介護老人保健施設

要介護1以上の方で、状態が安定し、病院から退院した方などが、在宅生活に復帰できるよう、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を受ける施設です。

⑦財産・権利擁護

◆消費生活相談

旭市消費生活センター ☎62-8019

契約トラブルや架空請求に関すること、多重債務等の相談に応じます。

◆すまいる（日常生活自立支援事業）

旭市社会福祉協議会 ☎57-5577

日常的な金銭管理のお手伝い等を行うことで、住み慣れた地域で生活できるようにサポートします。

◆成年後見制度

認知症等により判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、財産管理等を法的に支援する制度です。

◆法テラス

法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374
（月～金 9時～21時 土 9時～17時）

電話等により、相談内容に応じた法制度や手続き、適切な相談機関の紹介等を行っています。

◆何でも相談

東総権利擁護ネットワーク ☎090-7288-9270

弁護士と福祉専門職のペアによる無料の個別相談会です。
予約制 毎月第3金曜日 15時～18時

◆市の法律相談

旭市役所（市民生活課） ☎62-5396

弁護士による無料相談を行っています。
予約制 毎月第2、4月曜日

◆人権・行政相談

旭市役所（市民生活課） ☎62-5396

人権問題や行政への意見等の相談に応じます。
毎月第2火曜日

